

武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱（令和4年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（費用） 第6条（略）	（費用） 第6条（略） <u>2 実施期間の途中から参加し、又は実施期間の途中で帰宅した児童及び生徒の保護者は、当該参加又は帰宅のために要した交通費について、武蔵野市教育委員会教育長が別に定めるものを負担するものとする。</u>	項の追加

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。